

土砂埋立て等を行う方へ

平成 29 年 5 月 1 日から、大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例の 欠格要件（許可をできない者の要件）が厳しくなります！

1 改正の趣旨

大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例（以下「条例」という。）では、適正な土砂埋立て等の遂行を期待し得ず、条例の許可等を与えることができない者の要件（欠格要件）を規定しています。

今般、条例の目的をより確実に達成するため、土砂埋立て等に関係する法令の規定に違反する者が、当該違反行為地とは別の場所などで条例に基づく許可等の申請を行うことが考えられることから、それらの違反行為を繰り返した者も、条例の許可等を与えることができない者の要件に加えるなどの規則改正を行い、平成 29 年 5 月 1 日から施行します。

2 改正後の欠格要件（下線部が改正部分）（詳細についてはお問合せください）

申請者が次の（１）～（７）のいずれにも該当しないこと。

- （１）条例第 23 条又は第 24 条第 1 項の命令（許可取消しを除く。）を受けた日から 3 年を経過しない者（当該命令の義務を履行した者を除く。）
- （２）条例第 24 条第 1 項（同項第 2 号及び第 3 号は除く。）の許可取消しを受けた日から 3 年を経過しない者（許可を取り消された法人の役員も含む。）
- （３）次の①～④に該当する土砂埋立て等に関し不正な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - ①許可申請前 10 年間 2 回以上条例、森林法、宅地造成等規制法、大阪府砂防指定地管理条例、市町村が定めた土砂埋立て等の規制に関する条例に違反して罰金以上の刑を受けた者
 - ②許可申請前 10 年間に 2 回以上条例第 24 条第 1 項（同項第 2 号及び第 3 号は除く。）の規定により許可を取消しされ、その最後の取消しの日から 3 年を経過した者
 - ③府域において、森林法、宅地造成等規制法、大阪府砂防指定地管理条例、市町村が定めた土砂埋立て等の規制に関する条例の命令を受けた日から 3 年を経過しない者（当該命令の義務を履行した者を除く。）
 - ④府域において、許可申請前 3 年間に、土砂埋立て等に関係する法令（裏面参照）の許可等に 2 回以上違反した者
- （４）暴力団員又は暴力団密接関係者
- （５）営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法人の場合はその役員を含む。）が（１）～（４）までのいずれかに該当するもの
- （６）法人でその役員又は使用人のうちに（１）～（４）までのいずれかに該当する者のあるもの
- （７）個人でその使用人のうちに（１）～（４）までのいずれかに該当する者のあるもの

【別紙】府域において、許可申請前 3 年間に次の法令の許可等に 2 回以上違反した者は欠格要件（許可をできない者の要件）に該当します。（規則第 9 条第 4 号）

イ 土地改良法

- ・法第百九条の規定に違反した者

ロ 森林法

- ・法第十条の二第一項の規定に違反した者、同項の許可に付した同条第四項の条件に違反して開発行為をした者若しくは偽りその他の不正な手段により同条第一項の許可を受けて開発行為をした者
- ・法第十条の八第一項の規定に違反して届出書の提出をしないで立木を伐採した者
- ・法第十五条の規定による届出書の提出をせず、若しくは虚偽の届出書の提出をした者（同条の規定による届出書の提出をせずに森林法施行規則第四十四条第一項第一号に掲げる行為をした者を除く。）
- ・法第三十四条第一項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者若しくは同項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の許可に付した同法第三十四条第六項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の条件に違反して保安林若しくは同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林の立木を伐採した者若しくは偽りその不正な手段により同法第三十四条第一項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の許可を受けて立木を伐採した者
- ・法第三十四条第二項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者若しくは同項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の許可に付した同法第三十四条第六項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の条件に違反して立竹を伐採し、若しくは土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をした者若しくは偽りその不正な手段により同法第三十四条第二項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の許可を受けて立竹を伐採し、若しくは土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をした者
- ・法第三十四条の二第一項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の規定に違反して届出書の提出をしないで択伐による立木の伐採をした者

ハ 農地法

- ・法第四条第一項の規定に違反した者若しくはその一般承継人、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは偽りその不正な手段により同項の許可を受けた者
- ・法第五条第一項の規定に違反した者若しくはその一般承継人、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは偽りその不正な手段により同項の許可を受けた者

ニ 海岸法

- ・法第七条第一項の規定に違反して同法第三条の規定により指定された海岸保全区域を占用した者、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは偽りその不正な手段により同項の許可を受けた者
- ・法第八条第一項の規定に違反して同項各号のいずれかに該当する行為（海岸法施行令第三条第一項に規定する行為を除く。）をした者、同法第八条第一項の許可に付した条件（同令第三条第一項に規定する行為に係るものを除く。）に違反した者若しくは偽りその不正な手段により同項の許可を受けた者
- ・法第三十七条の五の規定に違反して同条各号のいずれかに該当する行為（同令第十二条の三第一項に規定する行為を除く。）をした者

ホ 自然公園法

- ・法第二十条第三項の規定に違反して同項第一号、第二号、第四号若しくは第八号から第十号までに掲げる行為をした者
- ・法第二十一条第三項の規定に違反して同項第一号（同法第二十条第三項第五号から第七号まで、第十五号及び第十六号に掲げる行為に係るものを除く。）、第三号若しくは第五号に掲げる行為をした者
- ・法第三十三条第一項の規定による届出をせず同項各号（第二号、第三号及び第七号を除く。）に掲げる行為をした者若しくは虚偽の同項の規定による届出をした者

ヘ 地すべり等防止法

- ・法第十一条第一項の規定に違反して工事を施行した者、同項の承認に付した条件に違反して工事を施行した者若しくは偽りその不正な手段により同項の承認を受けて工事を施行した者
- ・法第十八条第一項の規定に違反した者、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは偽りその不正な手段により同項の許可を受けた者

ト 宅地造成等規制法

- ・法第八条第一項の規定に違反して宅地造成に関する工事をした者、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは偽りその不正な手段により同項の許可を受けた者
- ・法第十二条第一項の規定に違反して宅地造成に関する工事をした者、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは偽りその不正な手段により同項の許可を受けた者
- ・法第十五条第一項若しくは第二項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者

チ 河川法

- ・法第二十条の規定に違反した者、同条の承認に付した条件に違反した者若しくは詐欺その不正な手段により同条の承認を受けた者
- ・法第二十五条の規定に違反した者若しくはその一般承継人、同条の許可に付した条件に違反した者若しくは詐欺その不正な手段により同条の許

可を受けた者

- ・法第二十六条第一項の規定に違反して工作物の新築、改築若しくは除却をした者、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは詐欺その不正な手段により同項の許可を受けた者
 - ・法第二十七条第一項の規定に違反して土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為をし、若しくは竹木の栽植若しくは伐採をした者若しくはその一般承継人、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは詐欺その不正な手段により同項の許可を受けた者
 - ・法第五十五条第一項の規定に違反して同法第五十四条第一項の規定により指定された河川保全区域内において同項各号のいずれかに該当する行為をした者、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは詐欺その不正な手段により同項の許可を受けた者
 - ・法第五十七条第一項の規定に違反した者、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは詐欺その不正な手段により同項の許可を受けた者
- リ 近畿圏の保全区域の整備に関する法律
- ・法律第八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- ヌ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
- ・法律第七条第一項の規定に違反した者若しくは同項の許可に付した条件に違反した者又は偽りその不正な手段により同項の許可を受けた者
- ル 農業振興地域の整備に関する法律
- ・法律第十五条の二第一項の規定に違反した者、同項の許可に付した同条第五項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその不正な手段により同条第一項の許可を受けて開発行為をした者
- ロ 大阪府風致地区内における建築等の規制に関する条例
- ・条例第一条第一項の規定に違反して同項各号（第二号を除く。）に掲げる行為をした者、同項の許可に付した条件に違反した者又は詐欺その不正な手段により同項の許可を受けた者
- ワ 自然環境保全法
- ・法第二十五条第四項の規定に違反して同項第一号若しくは第二号に掲げる行為（同項第一号に掲げる行為にあっては同法第十七条第一項第五号に掲げる行為を除く。）をした者
 - ・法第二十八条第一項の規定による届出をせず同項各号（第五号を除く。）に掲げる行為をした者若しくは虚偽の同項の規定による届出をした者
- カ 大阪府自然環境保全条例
- ・条例第十三条第四項の規定に違反して同項各号（第五号、第七号及び第八号を除く。）に掲げる行為をした者若しくは同条第五項の規定により許可に付せられた条件（同条第四項第五号、第七号及び第八号に係るものを除く。）に違反した者
 - ・条例第十五条第一項の規定による届出をせず同項各号（第五号を除く。）に掲げる行為をした者若しくは虚偽の同項の規定による届出をした者
 - ・条例第十八条第一項の規定に違反して同項各号（第五号及び第七号から第九号までを除く。）に掲げる行為をした者若しくは同条第二項において準用する同条例第十三条第五項の規定により許可に付せられた条件（同条第四項第五号、第七号及び第八号に係るものを除く。）に違反した者
- コ 生産緑地法
- ・生産緑地法第八条第一項の規定に違反した者又は同条第三項の規定により許可に付けられた条件に違反した者
- ク 大阪府立自然公園条例
- ・条例第六条第三項の規定に違反して同項各号（第四号、第五号及び第九号から第十二号までを除く。）に掲げる行為をした者若しくは同条第四項の規定により許可に付せられた条件（同条例第六条第三項第四号、第五号及び第九号から第十二号までに係るものを除く。）に違反した者
 - ・条例第七条第一項の規定による届出をせず同項各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる行為をした者若しくは虚偽の同項の規定による届出をした者
- ケ 大阪府砂防指定地管理条例
- ・条例第四条第一項の規定に違反して同項各号（第四号を除く。）に掲げる行為をした者若しくは偽りその不正な手段により同項の許可を受けた者
 - ・条例第十六条第一項の規定に違反した者若しくは偽りその不正な手段により同項の承認を受けた者
- コ 大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例
- ・条例第七条の規定に違反して土砂埋立て等を行った者若しくは偽りその不正な手段により同条の許可を受けた者
 - ・条例第十二条第一項の規定に違反して土砂埋立て等を行った者若しくは偽りその不正な手段により同項に規定する変更許可を受けた者
 - ・条例第二十二条第一項の規定に違反して土砂埋立て等を行った者若しくは偽りその不正な手段により同項の承認を受けた者
 - ・条例第十五条第二項、第十七条若しくは第十八条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者
 - ・条例第十八条第一項若しくは第二項の規定に違反してこれらの規定の水質検査を行わず、若しくはこれらの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者
- ク 市町村が定めた土砂の埋立て等の規制に関する条例
- ・条例の規定であってソの規定に相当する規定に違反してソに規定する行為に相当するものを行った者